

審査基準等の主な改正点

平成24年7月に策定された「歴史都市京都における密集市街地対策等の取組方針」に基づき、京都らしい災害に強いまちの実現を図ること等を目的として、「京都市都市計画法施行細則」、「都市計画法に基づく開発許可等審査基準」及び「都市計画法に基づく開発許可制度の手引」を改正しました（施行日は、平成25年4月1日です。）。

主な改正点は、次のとおりです。

1 都市計画法（以下「法」という。）施行令第25条第4号括弧書きに規定する「車両の通行に支障がない道路」に関する審査基準を追加しました（審査基準都33-6号第3項を追加、手引94頁）。

良好な宅地開発の誘導を図るため、開発区域内の主要な道路が接続すべき開発区域外の道路について、一定の条件の下、道路幅員を緩和します。

京都市都市計画法施行細則第24条では、法施行令第25条第4号括弧書きに規定する「車両の通行に支障がない道路」の最低幅員を規定しているところ、この度、最低幅員を「4メートル以上」から「3.75メートル以上」へ緩和し、この基準が適用できる開発行為の類型を審査基準に追加しました。

(1) 袋路解消型の開発行為

開発区域内に新設する道路を、既存の袋路に接続させるのもの

(2) 待避所設置型の開発行為

開発区域内につながる接続先道路に、待避所が設置されるもの

(参考)

京都市都市計画法施行細則（抄）

（接続先道路の幅員の特例）

第24条 令第25条第4号括弧書きに規定する車両の通行に支障がない道路は、幅員3.75メートル以上の道路で、かつ、市長が適当と認めるものとする。

2 開発許可に係る道路幅員の審査基準を見直しました（審査基準都33-3号第3項を追加、手引87頁）

法第33条に規定する開発許可基準のうち、道路幅員の測り方に関する審査基準を見直しました。具体的には、道路法による認定道路内に塀等がはみ出し、道路幅員が開発許可の要件を満たさない場合であっても、一定の条件の下では、要件を満たさない部分が局所的であるとして、当該道路の幅員が足りているものとみなすこととしました。